

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
広島県知事 湯崎 英彦 殿
広島市長 松井 一實 殿

2020年7月31日
長崎県保険医協会
会長 本田 孝也

要請

「黒い雨」訴訟の判決を真摯に受けとめ、速やかに被爆者健康手帳を交付することを求める

「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」

この当たり前のことが認められるのに75年の歳月を要した。

2020年7月29日、広島地方裁判所の高島義行裁判長は、この当たり前のことを初めて正面から認め、原告全員勝訴の歴史的な判決を下した。

被爆地域以外で原爆にあった住民が自分たちも被爆者と認めて欲しいという切なる願いが、ようやく認められた瞬間である。

判決は原告らの供述を重視し、「放射性微粒子を含む『黒い雨』が混入した井戸水等を飲用したり、『黒い雨』が付着した食物を摂取するなどの内部被曝を想定できる」として内部被曝を認め、さらに「これを要件として、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあった」として被爆者援護法1条3号に該当すると認めた点で画期的といえる。

住民の証言を一切採用せず、内部被曝を否定し、外部被曝線量だけから原告の訴えを切り捨てた長崎被爆体験者訴訟の高裁判決と対照的である。

被爆地域においては一連の原爆症認定訴訟で内部被曝による放射性起因性が認められてきた。一方、被爆未指定地域では内部被曝が認められないという「ねじれ」状態にあった。それが今回の判決で整合性がとれる司法判断となった。

原告らも高齢化している。国は判決を真摯に受け止め、広島県、広島市におかれては控訴することなく、速やかに原告らに被爆者健康手帳を交付することを求めるものである。

以上